

5-6 三位一体改革に伴う施設等給付費に係る費用負担割合の見直し

- ◎ 去る11月30日に決定された今次の三位一体改革において、都道府県交付金を廃止し、これと一体の措置として介護保険制度における施設等給付費に係る国と都道府県の費用負担割合を見直すこととなった。
- ◎ 本件については、これらの施設整備に関する都道府県の権限・財源を明確化することを踏まえた措置であり、平成18年4月を施行日とする介護保険法の改正が必要となるものであるが、その内容は次のとおり。

1. 対象となる施設等給付費

- 都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費

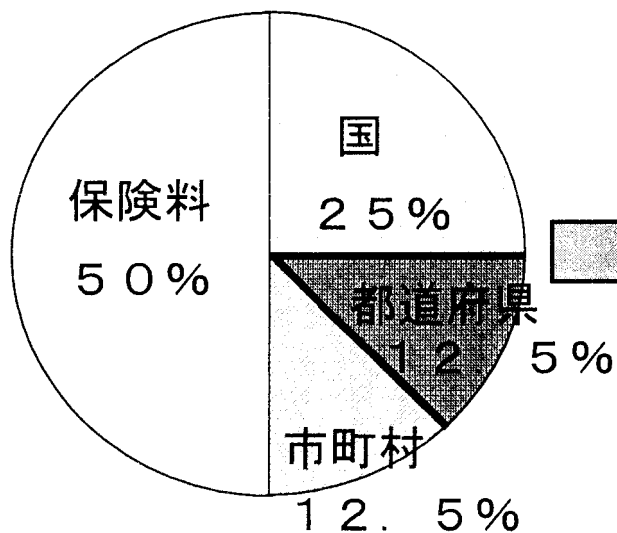
2. 費用負担割合の見直し

- 施設等給付費について、以下の費用負担割合とする。

<現行>		<見直し後>	
・国	25% →	20% (▲5%)	
・都道府県	12.5% →	17.5% (+5%)	
・市町村	12.5%) 現行通り
・保険料	50%		

介護保険の費用負担割合の見直しについて

＜現行＞
(給付費：6兆円)



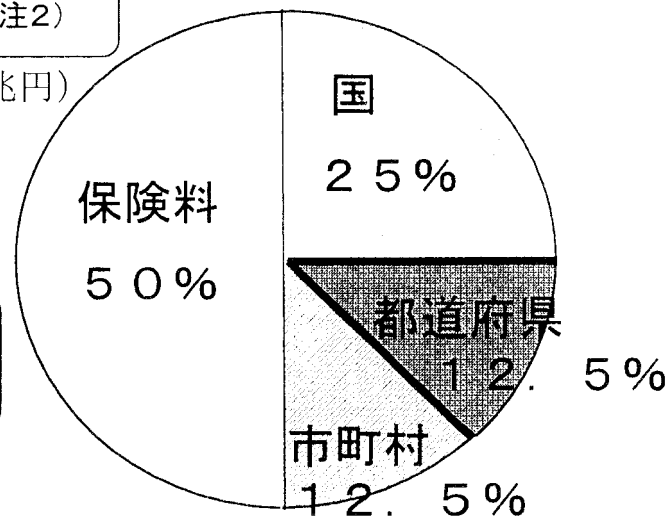
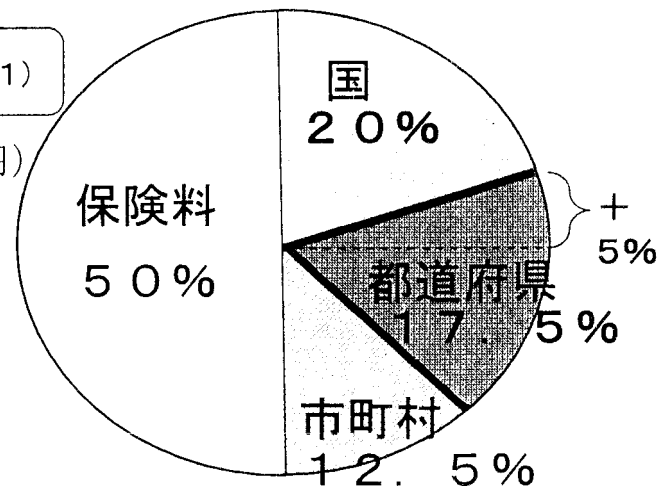
施設等給付費(注1)

(3兆円)

居宅給付費(注2)

(3兆円)

＜見直し後＞



(注1) 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。
(注2) 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

※給付費の額は、介護給付費実態調査（平成17年8月審査分）等に基づく推計額。

5-7 住所地特例の見直しへの対応について

住所地特例の見直しの概要については、平成17年2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料でお示したところ。

今般の資料は、住所地特例の見直しに伴って、平成18年4月までに必要となる資格管理事務及び特別徴収事務の具体的な内容についてお示しするものである。

なお、本事務は養護老人ホームが当該市町村にあるか否かにかかわらず、全ての市町村において必要な事務であるので留意されたい。

1 対応の概要

(1) 今回の見直しにより、住所地特例対象施設は以下のとおりとなる（法第13条）

- ・介護保険施設（注：定義規定の変更により、入所定員29人以下のものは含まなくなる。）
- ・介護専用型特定施設のうち、その入居定員が30人以上であるもの
- ・養護老人ホーム

(2) 施行に当たって必要となる事務は、上記のうち養護老人ホームに入所している者についての資格管理事務、保険料の設定事務及び特別徴収事務。

① 資格管理事務

措置入所者を入所措置市町村の被保険者とする。

② 保険料の設定事務

措置入所者から徴収する保険料の額を設定する。

③ 特別徴収事務

措置入所者が特別徴収の対象となるよう措置入所者の各種情報を年金保険者に報告する。

改正法附則第6条では、施行（平成18年4月1日）の際、現に措置を受けて養護老人ホームに入所している者は、施行日以後引き続き当該養護老人ホームに入所している間は、当該措置をとった市町村が行う介護保険の被保険者とする規定している。

※ 上記(1)のうち介護保険施設と介護専用型特定施設については、施行日以後に当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者を対象としており、施行日以後に入所・退所等があった者について、その都度資格管理事務と特別徴収事務を行うこととなる。

2 養護老人ホーム入所者に関する対応

(1) 対象者の把握

入所措置市町村（新保険者）は、措置を行っている部局（福祉部局等）から措置入所者の氏名、入所先等に関する情報を入手する。

① 新保険者と旧保険者間の照会・確認

新保険者は、措置入所対象者に関して、旧保険者（注1）に対し資格管理事務、保険料の設定事務及び特別徴収事務に必要な事項の照会・確認を行う。

ア 資格管理事務に必要な事項

- (i) 対象者の氏名、性別、生年月日及び住所
- (ii) 入所中の養護老人ホームの名称及び所在地 等

イ 保険料の設定事務に必要な事項

- (i) 世帯状況、税情報など保険料の設定に必要な情報

ウ 特別徴収事務に必要な事項

- (i) これまでの保険料の徴収方法（特別徴収又は普通徴収）
- (ii) 別紙様式1の項目

（注1）旧保険者に関する留意事項

通常、養護老人ホーム入所者は養護老人ホーム所在地に住民票を移しているため、基本的には施設所在地市町村が旧保険者となる。

ただし、例えばA市町村（新保険者）が措置を行い、B市町村にある養護老人ホームに入所したが、当該養護老人ホームに住所を移さず、C市町村に住所がある場合等、施設所在地市町村と旧保険者が一致しない場合もあるが、こうした場合、旧保険者はC市町村になるため、照会先はC市町村となる。

この場合において、新保険者は、必要であれば養護老人ホームに問い合わせを行うなどして旧保険者を把握する必要がある。

② 照会・確認の実施時期

この照会・確認については、特別徴収事務の関係から2月10日までに地共済への通知に間に合うよう行う必要がある。

ただし、上記①イについては、保険料を設定する際に必要となるため、各保険料の賦課に間に合うよう把握することとなる。

なお、照会・確認の後に措置入所者に追加・異動等があったときは、

順次情報を更新し、対応することとする。

(2) 資格管理事務について

① 新保険者の事務

ア 保険者変更の通知等

新保険者から、被保険者に対して、法改正により保険者が変更することについての通知（保険料の額及び徴収方法の変更などの注意事項を含む。）及び被保険者証の発行を行う。

イ 要介護認定者の場合の留意事項

要介護認定を受けている被保険者にあつては法第36条の規定による簡易の要介護認定及び要支援認定を行うことができるので、当該通知の中で、簡易の認定を行うか否かの確認を行うなどし、適宜対応（受給資格証明書の発行等）を行う。

② 旧保険者の事務

旧保険者から、被保険者に対して被保険者証の回収を行う。

(3) 特別徴収事務について

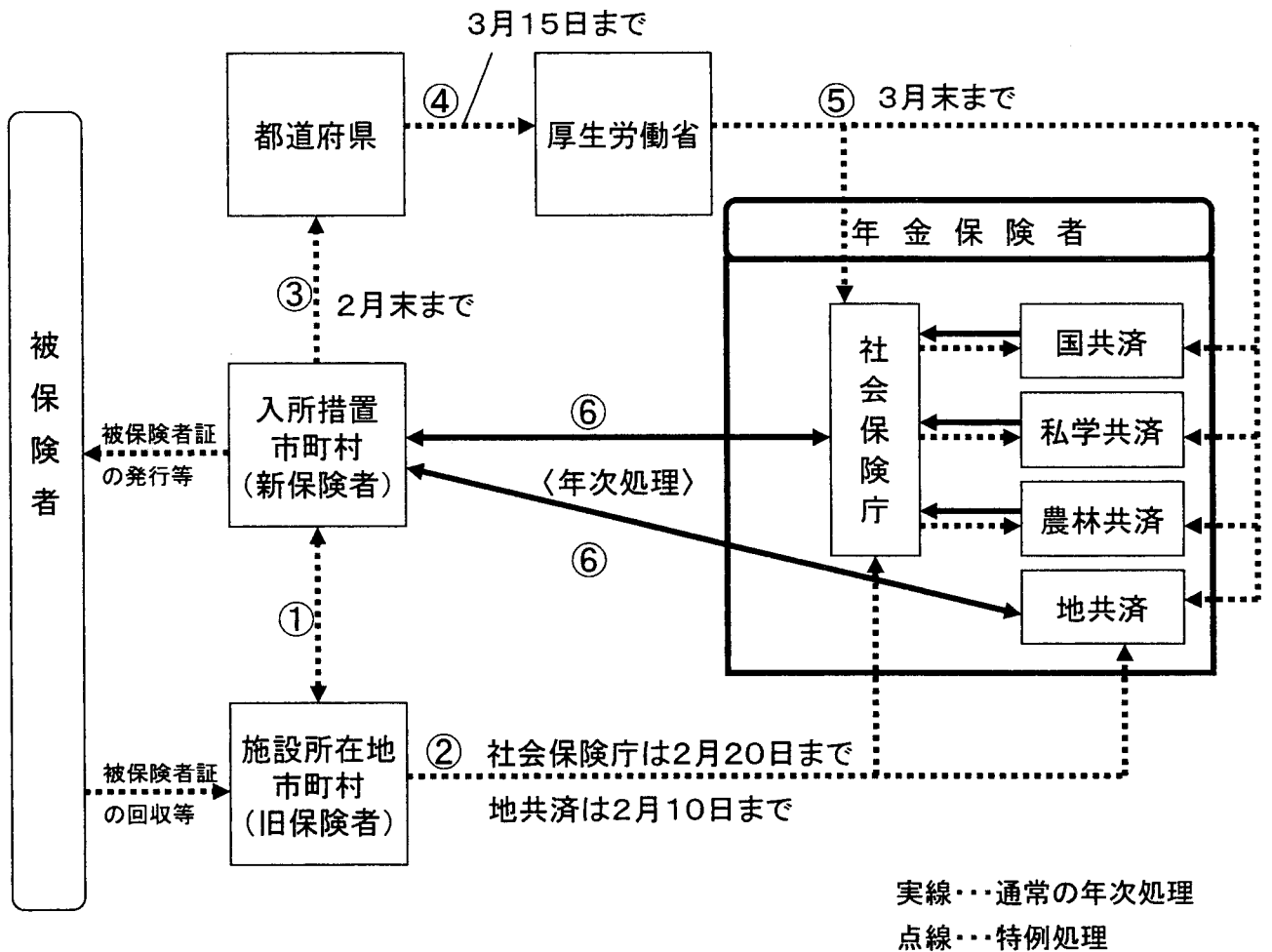
【趣旨】

住所地特例の見直しに伴い、養護老人ホームに入所中の者で、施行日前に特別徴収の方法により保険料を徴収していた者について、施行日以後も特別徴収の方法による対応が円滑に行われるよう以下の事務処理を行うものとする（注2）。

（注2）上記処理を行わない場合、年金保険者は対象者が住所地特例対象者であることを把握する契機がないため、住所地の市町村を保険者とみなし、特別徴収年次処理において、保険者ではない住所地市町村に特別徴収対象者情報を毎年通知することとなり、特別徴収が行われないことになる。

なお、当該対象者に係る特別徴収については、平成18年10月の本徴収にあわせて実施する。（4月から9月までは特別徴収とはならない。）

【事務処理の流れ】



【事務処理内容】

① 入所措置市町村(新保険者)は、措置入所者の状況を旧保険者に照会し確認する。

(照会・確認項目は2(1)①ウを参照)

対象者の確認に際しては、新旧保険者間において連携を綿密にとりながら、適宜事務処理を進めること。

② 施設所在地市町村(旧保険者)は、措置入所者にかかる介護特別徴収各種異動通知を作成し、地共済には2月10日まで、社会保険庁には2月20日までに通知する。

(年金保険者は、本通知により平成18年4月以降分の特別徴収を停止する。)

上記②の介護特別徴収各種異動通知については、通知内容コード41(資格喪失等の通知)、各種区分コード03(特別事情)として設定すること。

③ 入所措置市町村(新保険者)は上記①で確認した措置入所者のうち、現に特別徴収により保険料を徴収されている者について、別紙「住所地特例対象者(養護老人ホーム)一覧表の作成について」に基づきデータを作成し、2月末迄に入所措置市町村が属する都道府県あて報告する。

なお、対象者がいない場合についてもその旨の報告が必要。

④ 都道府県は上記③の報告をとりまとめ、3月15日までに厚生労働省へ報告する。

⑤ 厚生労働省は上記④の報告をとりまとめ、3月末までに各年金保険者に報告する。

⑥ 年金保険者は上記⑤の情報を受けて年次処理により入所措置市町村(新保険者)に「平成18年度特別徴収対象者情報」を通知する。

※ 以上の特別徴収事務については、別途通知により示す予定。

住所地特例対象者(養護老人ホーム)一覧表の作成について

住所地特例の見直しに伴い、養護老人ホームに入所中の者で、施行日前に特別徴収の方法により保険料を徴収していた者について、施行日以後も特別徴収の方法による対応が円滑に行われるよう、当該者を年金保険者が把握する必要があるため、下記1「記載方法について」に基づき様式を作成のうえ、とりまとめ先に提出すること。

なお、とりまとめ先への提出に際しては、下記2「一覧表の提出等について」を参考のうえ、取り扱いに留意すること。

記

1 記載方法について

【様式1】

住所地特例対象者(養護老人ホーム)一覧表(記載例)

(〇〇〇市)

特別徴収 義務者コード (3桁)	基礎年金番号 (10桁)	年金コード (4桁)	氏名(カナ) (25桁)	生年月日 (西暦・8桁)	性別 (1桁) 男:1 女:2	市町村コード (新保険者) (5桁)	市町村コード (旧保険者) (5桁)
999	1234567890	1150	ヤマダ タロウ	19350101	1	12345	54321

(記載にかかる留意点)

- ・Excel表で作成すること。
- ・すべて半角文字とする。
- ・氏名(カナ)は、名字と名前の間に半角スペースを入れること。
- ・対象者の記載順については特に定めていない。

(参考:特別徴収義務者コード)

- 999……………社会保険庁
- 501……………国家公務員共済組合連合会
- 594～685………地方公務員共済組合連合会
- 686……………日本私立学校振興・共済事業団
- 687……………農林漁業団体職員共済組合

2 一覧表の提出等について

市町村については(別添様式1)と(別添様式2)を作成し、都道府県へ提出する。また、都道府県については(別添様式3)を作成し、市町村から提出された一覧表(別添様式1)を取りまとめて、両方を厚生労働省へ提出すること。

なお提出にあたっては、FD等の媒体を使用し、とりまとめ先に郵送(書留)または手渡しにより行うものとし、細心の注意を払うこと。

※メールでの受け渡しは行わないこと。

(対象者がいない場合)

報告書(市町村は(様式第2号)、都道府県は(様式第3号))に対象者件数0件と明記し、報告すること。

なお、この場合の報告についてはメールによる報告も可とする。

【別添様式2】

平成18年 月 日

〇〇〇県介護保険主管部（局） 御中

市・区
〇〇〇〇〇 町・村

住所地特例対象者（養護老人ホーム）報告書

標記について下記のとおり報告致します。

記

・対象者数 〇〇件

※ 対象者情報については、「住所地特例対象者（養護老人ホーム）一覧表」に収録。

【別添様式3】

平成18年 月 日

厚生労働省老健局介護保険課 御中

都・道
○○○○○ 府・県

住所地特例対象者（養護老人ホーム）報告書

標記について下記のとおり報告致します。

記

・対象者数 ○○件

※ 対象者情報については、「住所地特例対象者（養護老人ホーム）一覧表」に収録。

5-8 税制改正に係る保険料及び利用料の激変緩和措置について（案）

平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）に係る保険料及び利用料の激変緩和措置の方針については、平成17年6月27日全国介護保険担当課長会議資料にお示ししているが、今般の資料は、当該激変緩和措置についての具体的な取扱いをお示しするもの。

1. 介護保険における激変緩和措置の概要について

	保険料に係る 激変緩和措置	利用料に係る激変緩和措置 (利用者負担段階が2段階以上上昇する者)	
		高額介護サービス費等	補足給付
激変緩和措置対象者	〈保険料の激変緩和措置対象者①〉 及び 〈保険料の激変緩和措置対象者②〉	〈利用料の激変緩和措置対象者①〉 及び 〈利用料の激変緩和措置対象者②〉	
激変緩和措置の内容	保険料基準額に乗じる割合を平成18年度～平成20年度にかけて段階的に引き上げることができる	高額介護サービス費等及び補足給付に係る利用者負担段階の上昇を平成18年度及び平成19年度においては1段階の上昇に止めることができる 税制改正前の利用者負担段階と高額介護サービス費等の負担上限額の関係は以下のとおり。 ○第2段階の者 ⇒ 24,600円 ○第1段階の者 ⇒ 15,000円	税制改正前の利用者負担段階と補足給付の負担限度額の区分の関係は以下のとおり。 ○第2段階の者 ⇒ 第3段階の負担限度額を適用 ○第1段階の者 ⇒ 第2段階の負担限度額を適用
ベースとする段階等	平成17年度分の保険料段階の割合	平成18年6月1日現在における利用者負担段階	
激変緩和措置の実施期間	平成18年度分及び19年度分の保険料 (各年度において対象者を判定)	平成18年7月1日～平成20年6月30日 (各月ごとに世帯の課税状況を判定)	
財源等	第1号被保険者の保険料負担総額内での調整	軽減分は保険料財源で対応	

2. 保険料段階が上昇する者への激変緩和措置について

(1) 対象者

〈保険料の激変緩和措置対象者①：税制改正により新たに市町村民税が課される者〉

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1) 平成17年度の市町村民税が非課税である者
- (2) 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者

◎個人住民税に係る経過措置対象者とは

個人住民税の均等割額において、地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項又は第4項の規定が適用される者を指す。下記にその主な要件を示す。

○前年の合計所得金額が125万円以下の者

○平成17年1月1日現在において65歳以上の者

→ 平成17年1月1日に65歳に達している者とは、昭和15年1月2日以前出生者であるか否かである。

※ 個人住民税に係る経過措置対象者については、上記の要件からその対象者について捕捉することは可能であるが、当該経過措置対象者については、市町村税部局にて把握されることとなることから、その情報を活用することとされたい。

〈保険料の激変緩和措置対象者②：税制改正により市町村民税本人非課税となる者〉

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1) 平成17年度において市町村民税世帯非課税者
- (2) 〈保険料の激変緩和措置対象者①〉と同一の世帯に属する第1号被保険者
- (3) 平成17年度の第1号保険料が賦課されている者

(2) 激変緩和措置の内容

保険料基準額に乗じる割合の設定方法は、本激変緩和措置対象者が平成17年度において適用されている割合を基準とし、平成18年度以降段階的に引き上げ、平成20年度において本来の割合となるように定めることができるものとする。

なお、具体的な割合については、これらの趣旨を踏まえ、各市町村において設定することとなる。

(3) 実施期間

本激変緩和措置の施行期間は、平成18年度分及び平成19年度分の保険料とし、各年度において本激変緩和措置の対象者が否かを判定する。

○参 考【保険料基準額に乗じる割合の設定例】

(激変緩和措置対象者①に該当する者：平成17年度は現行第3段階(1.0))

	(H17年度)	(H18年度)	(H19年度)	(H20年度)
・保険料段階	現行第3段階	⇒ 新第5段階	⇒ 新第5段階	⇒ 新第5段階
・保険料率	1.0	例えば1.08	例えば1.16	1.25

(激変緩和措置対象者②に該当する者：平成17年度は現行第2段階(0.75))

	(H17年度)	(H18年度)	(H19年度)	(H20年度)
・保険料段階	現行第2段階	⇒ 新第4段階	⇒ 新第4段階	⇒ 新第4段階
・保険料率	0.75	例えば0.83	例えば0.91	1.0

3. 利用者負担段階が2段階以上上昇する者の激変緩和措置について

○対象者

《利用料の激変緩和措置対象者①：税制改正により新たに市町村民税が課される者》

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1)平成18年6月1日現在において市町村民税世帯非課税者
※平成18年6月1日を基準とする理由については次頁(2)を参照。
- (2)地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者

《利用料の激変緩和措置対象者②：税制改正により市町村民税本人非課税となる者》

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1)平成18年6月1日現在において市町村民税世帯非課税者
- (2)《利用料の激変緩和措置対象者①》と同一の世帯に属する要介護被保険者

【高額介護サービス費等に係る激変緩和措置】

(1)本激変緩和措置の内容

本激変緩和措置の対象者については、利用者負担第4段階であることから、高額介護サービス費等の支給については、本来、月々の介護サービスの1割負担額の合計額が世帯の負担上限額37,200円を超える場合に、その上限を超える世帯合算負担額を個人の負担額の割合で按分した額が個人の負担額として適用されること。

しかしながら、本激変緩和措置の施行期間においては特例として、同一の月に受けた居宅サービス等に係る利用者負担額が、下記表中に示す額(24,600円又は15,000円)を超える場合、その利用者負担額から当該額を控除して得た額を、高額介護サービス費等として支給することができるものとする。

利用者負担段階区分	世帯の上限額
○利用者負担第4段階	37,200円
◎ 激変緩和措置対象者で税制改正前の基準となる利用者負担段階が第2段階である者	個人 24,600円
◎ 激変緩和措置対象者で税制改正前の基準となる利用者負担段階が第1段階である者	個人 15,000円
○利用者負担第3段階	24,600円
○利用者負担第2段階	個人 15,000円
○市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
○生活保護の被保護者	個人 15,000円
○15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	15,000円

(2)ベースとする税制改正前の利用者負担段階

高額介護サービス費等に係る世帯の課税状況の判定については、7月以降の判定において新年度の税情報を活用することとする見直しを予定している。このためベースとなる税制改正前の利用者負担段階については、平成17年度税情報(旧税制)を活用する直近月として、平成18年6月1日現在における世帯の課税状況を基準とする。

(3)実施期間

本激変緩和措置の実施期間は、平成18年7月1日から平成20年6月30日の間において受けるサービスとし、各月において本激変緩和措置の対象者か否かを判定する。

【補足給付に係る激変緩和措置】

(1)本激変緩和措置の内容

本激変緩和措置の対象者については、利用者負担第4段階であることから、本来、居住費・食費に係る補足給付の支給は行われず。

しかしながら、本激変緩和措置の施行期間においては特例として、次頁に示す者については、利用者負担第2段階又は第3段階の負担限度額を適用することにより、補足給付の支給を行うことができるものとする。

○ 税制改正前の利用者負担段階が第2段階の者 ⇒ 第3段階の額を適用

(例)：特別養護老人ホームにおける負担限度額の変化

(平成17年度) 【利用者負担第2段階】 (単位:円/日)			(平成18、19年度) 【利用者負担第3段階の額を適用】 (単位:円/日)			(平成20年度) 【利用者負担第4段階】 (単位:円/日)			
	居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費	
ユニット型個室	820	390	⇒	ユニット型個室	1,640	650	⇒	ユニット型個室	1,970
ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	1,310	ユニット型準個室		1,640		
従来型個室	420		従来型個室	820	従来型個室		1,150		
多床室	320		多床室	320	多床室		320		
								1,380	

※この金額は施設と利用者の契約により水準は決まるが、平均的な費用額は上記のとおり。

○ 税制改正前の利用者負担段階が第1段階の者 ⇒ 第2段階の額を適用

(例)：特別養護老人ホームにおける負担限度額の変化

(平成17年度) 【利用者負担第1段階】 (単位:円/日)			(平成18、19年度) 【利用者負担第2段階の額を適用】 (単位:円/日)			(平成20年度) 【利用者負担第4段階】 (単位:円/日)			
	居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費	
ユニット型個室	820	300	⇒	ユニット型個室	820	390	⇒	ユニット型個室	1,970
ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	490	ユニット型準個室		1,640		
従来型個室	320		従来型個室	420	従来型個室		1,150		
多床室	0		多床室	320	多床室		320		
								1,380	

※この金額は施設と利用者の契約により水準は決まるが、平均的な費用額は上記のとおり。

(2)ベースとする税制改正前の利用者負担段階及び実施期間

本激変緩和措置のベースとする税制改正前の利用者負担段階及び実施期間は、高額介護サービス費等の激変緩和措置の場合と同様である。

4. 利用者負担段階が1段階上昇する者の激変緩和措置について

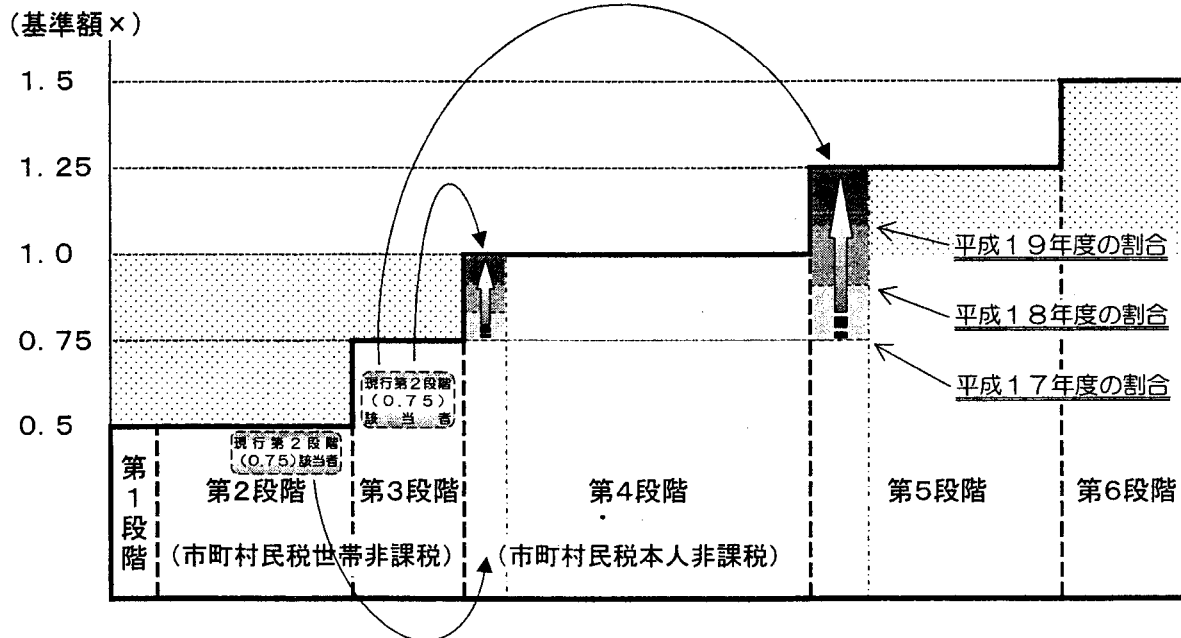
税制改正前において利用者負担第3段階である者が、税制改正後に利用者負担第4段階となる場合に対する激変緩和措置については、社会福祉法人による利用者負担軽減制度で対応することを検討しており、具体的な内容を早急にお示しする予定である。

【参 考 図】 税制改正に係る激変緩和措置の対応について

《保険料基準額に乗じる割合の設定について》

激変緩和措置対象者の平成17年度の保険料段階の割合を基準とし、平成18年度～平成20年度にかけてその割合を、段階的に引き上げることができる。

○設定イメージ（激変緩和措置対象者は抜粋）



《利用料の負担限度額等の適用について》

激変緩和措置対象者の平成18年6月1日現在の利用者負担段階を基準とし、平成18年度及び平成19年度において、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる。

○2段階上昇する者のイメージ

